平成21年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(みはるちょうりつ みはる しょうがっこう)								
学校名	三春町立三春小学校								
(ふりがな)	(たむらぐん みはるまち あざ おおまち)								
所 在 地	福島県田村郡三春町字大町157								
電話番号	0 2 4 7	(62)	3 1 0	1 F	AX番号	0 2	2 4 7 (62)3	3 1 0 6
学級数		1年	2 年	3 年	4年	5 年	6 年	特支	計
		2	2	3	2	3	2	3	1 7
児童・生徒	数	4 4	5 0	6 8	6 0	6 9	6 3		3 5 4
	(特支)	5	4	0	0	2	2		1 3
教職員数	26人	学校運営協	議会を置く	〈学校として	て指定された	:年月日	平成	17年6	月 3 日
学校運営協議会の 17人 内 地域代表 4人、保護者代表 2人、教職員 6人、									
委員数・構成 ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '				1人					
学校運営協議会代表者 (会長等): 地域・保護者代表									
11	平成17・18				スクール	推進事業	業(文部	(科学省)	調査
その他	平成17年6			定される	る。 会が「三	麦叶尚 +	大军学场	送公司	平 #8 80 1
	干成17年0.				∝ か				
		指定					, , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	平成18年8	月三	春町教	育委員会	会が 19	名の三種	事小学校	学校運	営協議会
		委員	を任命	。第1[回三春小	学校学标	交運営協	議会を	開催。
	 ※ 児童の	学びの質	[を高め	るための	の学習支	援を平原	成15年	度発足(の「三春
		習支援オ							-
	から協力	を得てい	いる。						

(平成21年7月1日時点)

Ⅰ 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1.「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- O 歴史と伝統を大事にする風土を背景に、町をあげて昭和57年から個性化教育に力を入れ、「子どもと教師の夢が共に育つ学校づくり」をスローガンに「地域住民参加」を大きな柱とし、住民参加による教育ボランティア活動が盛んであった。
- 〇 平成15年に「三春小学校学習支援ボランティアコーディネーター会(通称『サンボラ』)が発足し、外部からの学習支援者を招聘することにより、児童の学びの質が徐々に高まってきていた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

〇 学校を地域に開き、地域と共に歩む学校の在り方を探るため、「地域住民の教育参加」のさらなる充実を目指し、①地域に内在する教育機能を活用した学校づくり、② 住民参加による教育ボランティア活用に取り組もうとした。

- 〇 教育課程の適切な編成や実施等について直接学校運営に関わっていただくことにより、児童の教育活動をより充実したものにしようとした。
- O 地域の教育機能を最大限に活用し、教育活動全体にわたる児童の学びの質をさらに 高めようとした。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会委員や教職員への学校運営協議会の制度趣旨の説明
 - ⇒ 具体的な事例をあげ、今までの教育活動が学校運営協議会が設立されたことによってどのように充実・発展していく可能性があるかを説明することで、制度趣旨の理解を深めた。
- 〇 学校運営協議会委員以外の保護者や地域住民への学校運営協議会の制度趣旨説明
 - ⇒ 授業参観の折に保護者全体会を設定し、保護者に具体的事例をあげての制度趣旨 説明をすることで、制度への理解を深めてもらった。
 - ⇒ 地域住民に学校運営協議会の制度趣旨を理解してもらうための広報紙『城山 C O M C O M 通信』を新たに作成し、学区内に配付・回覧した。
- 〇 学校運営協議会委員以外の保護者や地域住民からの学校に対するニーズの把握と学 校運営協議会へ反映するためのシステムの構築と方法
 - ⇒ 保護者や地域住民への学校への要望に対するアンケートを実施し、その分析を学校 運営協議会で行うとともに、学校運営の改善に向けた提言の参考とすることとした。 なお、平成17年度、教育課程に関わる諸行事についてのアンケートを保護者に 実施し、行事の内容、時期等について学校運営協議会で意見を集約し、教育課程編 成時に各種行事を設定する検討材料とするなど、各種行事に保護者のニーズを反映 させることに努めた。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 〇 様々な教育活動に対して児童の豊かな学びの機会が多くなるような実践
 - ・ 地域に開かれた学校づくりをとおして、地域の教育力を最大限に生かした豊かな 体験活動の充実(地域人材の積極的活用)
- 〇 学びの質が高まる教育活動の実践
 - ・ 地域ならではのよさを生かした総合的な学習の時間の充実や学力向上への効果的 な取り組みの実施

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 〇 地域に開かれた学校と教育課程編成・実施についての説明
 - ・ 地域、保護者からの学校への様々な意見や要望を聞く場の設定と、それらの要望 等の教育課程編成への効果的な反映についての検討
 - ・ 各種学校行事の内容・時期の検討 (運動会・学習発表会・学校開放日・体力向上 のための取り組み (マラソン等))
- 家庭の教育力向上を図るため学校から保護者への働きかけ

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- O 男性教職員を各学年に配置できるバランスのとれた教職員の男女比率(平成19年度)
- 本校の特色である音楽活動(合唱・合奏)に秀でた教職員の配置(平成20年度)

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 〇 児童の豊かな学びを保障する体験活動を充実させるための地域人材の積極的活用 (「三春小学校学習支援ボランティアコーディネーター会(通称『サンボラ』)の積極 的活用)
 - ・ 生活科「まちたんけん」におけるグループ活動や、地域の歴史や文化財を調べる 総合的な学習の時間等、学校を離れた場での体験活動の充実のために地域の人材を 積極的に活用した。
- 各地域毎に開催される会合(各行政区総会、子ども育成会、PTA各学総会)に校 長が参加し、直接、地域、保護者からの様々な意見や要望を聞いたり、授業参観日の 懇談会において意見を集約したり、各種行事終了後にアンケートを実施したりした。

【教育活動に関すること】

- 〇 各種行事(運動会・学習発表会・学校開放日等)について内容・時期の検討
 - ・ 学校運営協議会の意見を踏まえ、運動会を6月上旬から5月中旬、学習発表会を 2月から12月、学校開放日を10月下旬(土曜日)とするなど、各種行事の内容 や時期の改善を図った。
- 〇 児童の体力向上をめざす取り組みの一つとして春季・秋季マラソン月間を教育課程 に位置づけた。
- O 充実した家庭学習の習慣化を図るための「家庭学習の手引き」(児童・保護者用) を作成・配付した。

【教職員の任用に関すること】

- 〇 男性教員の配置増が行われ、以前より男性教員が増加したが、全学年に男性教員を 配置するまでには至っていない。(平成20年度)
- 〇 音楽に堪能な教員の配置が行われた。(平成20・21年度)

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化(成果)

【学校(教職員)側】

- 〇 効果的な人材活用に際してのシステム(学年・学級担任 \rightarrow 担当教員 \rightarrow ボランティアコーディネーター \rightarrow 外部人材)を構築したことにより、地域の人材を効果的に活用する取組を行えるようになった。
- 地域の人材を活用する取組を通じて、教職員が地域との一体感を感じられるように なり、より一層「開かれた学校」運営を行おうとする意識が高まった。

【教育委員会側】

- 〇 学校運営協議会委員の研修の機会を増やすための旅費や広報紙作成のための消耗品 費への予算計上などの支援体制が確立された。
- 学校運営協議会の活動、意見に基づく教育委員会の学校訪問実施の回数が増した。

【園児・児童・生徒側】

- 〇 地域人材を積極的に教育活動に活用したり、豊かな体験活動が充実したりすることにより、児童の地域の各種行事・伝統的な祭礼等への興味・関心が高まり、積極的に参加する姿が見られるようになった。
- 「家庭学習の手引き」がもとになって家庭学習の習慣が定着した。

【保護者側】

〇 学校運営協議会の活動への理解が進み、学校を支援したいという意識が高まり、学校の教育活動や諸行事へ参加する保護者が増えた。

【地域側】

- O 学校運営協議会委員でもある地域住民代表者や保護者代表者が、地域や保護者の意見や要望を聞く会合へ積極的に参加するようになり、それらの要望等を学校運営協議会につなぐ役割を担うようになった。
- 〇 学校運営協議会が推し進める児童の登下校時の安全確保の取組に対する理解が進み、地区毎の防犯見守り隊が自主的に結成されるなど、学校を支える取組に地域ぐる みで協力していただけることが多くなってきた。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 〇 学校運営協議会委員の様々な立場からの意見や要望を取捨選択、検討・吟味し、学 校運営や教育課程編成に効果的に反映させる方策
- 〇 学校運営協議会の取り組みについて地域への広報活動の固定化 (広報紙の内容の固定化)

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 〇 学校運営に関する基本方針について、学校運営協議会委員に具体的事例をあげて説明することにより、教育課程編成から承認までの一連の流れの中で意見を集約しやすくする。(意見の拡散から集約へ)
- 広報紙発行の他に、学校運営協議会の活動を広く保護者や地域の方々にリアルタイム で理解・協力していただくために既存の学校ホームページの内容や構成を検討する。

Ⅱ 学校運営協議会の実際の運営状況等

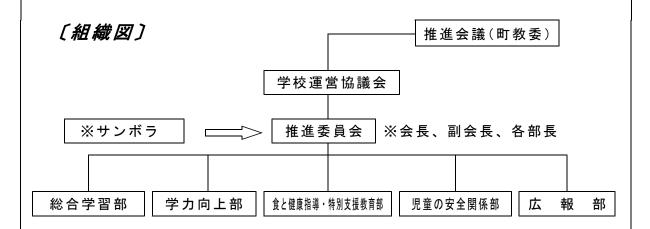
1. 学校運営協議会の運営状況

(平成20年度実績:年5回開催)

回	年月日	議題等
1	H20. 6.19	(審議)組織確認、学校運営、平成20年度教育課程に反映させ
		た提案、教育活動について
2	H20. 9. 9	(報告)推進フォーラム報告、委員の方々からの意見聴取
3	H20. 10. 31	(協議)次年度教育課程編成基本方針、新学習指導要領、食と健
		康指導部の実践について
4	H20. 1.31	(協議)次年度教育課程編成要領、学校評価について
5	H20. 3. 2	(審議) 平成21年度教育課程承認、今年度反省、委員の方々か
		らの意見聴取

(補記)

- ◇「推進委員会」について
 - 〇 学校運営協議会が提案する教育活動等を具体的に取り組む組織として、学校 運営協議会の下に推進委員会を設け、活動形態を踏まえた5部会体制をとって いる。なお、推進委員会は学校運営協議会委員のほか、各行政区長代表やPT A役員、教職員で構成されている。
- ◇「三春小学校学習支援ボランティアコーディネーター会」(サンボラ)の活動に ついて
 - 〇 年間6回の会議を開催し、児童の豊かな体験活動を保障するための学習支援、 児童の学習の個別化を図るための支援をする。(組織の詳細は「別添資料1」 参照)



- 学校運営協議会委員が、学校行事に積極的に参加(学校1日開放、運動会、 学習発表会、儀式的行事、授業参観等)
- 校内授業研究会への参加

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

〇 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上

期間の定めなし

〇 学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上

2 年

〇 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

『三春町学校運営協議会設置規則 第4条』による

※「別添資料2」参照

〇 学校運営協議会の議事内容の公開状況

『三春町学校運営協議会設置規則 第14条』による

- ※「別添資料2」参照
- ※今後、ホームページで議事内容を公開予定

3. 学校の教育活動に協力する仕組み (PTA、学校支援地域本部事業等) との連携状況

- 〇 学校運営協議会委員に保護者代表としてPTA役員(PTA会長・学年委員長)を 任命することで、両組織の連携を図りやすくしている。
- 〇 『三春小学校学習支援ボランティアコーディネーター会』(サンボラ)における学習支援者選定をする際に、コーディネーター以外に学校運営協議会委員も仲介、連絡・調整をするなど、協力し合っている。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み(学校関係者評価、外部アンケート等)との 連携状況

〇 学校運営協議会にて学校の教職員による自己評価について説明を受け、学校運営協議会各委員が学校関係者評価としての評価を行っている。

なお、その評価をもとに、次年度教育課程編成時の基本方針作成の参考としている。

5. その他

(添付資料)

- 〇 三春小学校学習支援ボランティアコーディネーター組織規約
- 〇 三春町学校運営協議会設置規則

【資料 1】

三春小学校学習支援ボランティアコーディネーター組織規約 (通称『サンボラ』)

1 組織の名称

この組織の名称を『三春小学校学習支援ボランティアコーディネーター」という。略して『サンボラ』と称す。

2 目 的

- (1) 三春小学校に在籍する児童の学びの質を高めるため、外部からの学習支援者を招聘する仲介をする。
- (2) 地域住民自身の生涯学習の実践場所としての学校を開放する。
- (3)地域と学校の文化性を高め、双方向性を生み出す仲立ちをする。
- (4) 地域住民の学校教育への要望を集約し、学校教育を活性化させる。

3 組織の構成

- (1) 直接、コーディネーター組織そのもの(サンボラ)を運営する中核としてのコーディネーター10人程度で、意志決定の機関としての運営委員会を構成する。
- (2) 趣旨に賛同して登録された外郭としての学習支援者
- (3) 三春小学校 P T A 会員

4 役員等

- (1) この組織に次の役員を置く。
 - ○会長 1名 ○副会長 1名 ○庶務 1名 ○会計 1名
 - ○事務局員 若干名 ○顧問 若干名

5 役員の選出

役員の選出は毎年第1回のサンボラ会議で、コーディネーターの中から互選 する。

庶務、会計については、会長が委嘱する。

事務局員は学校職員から会長が委嘱する。学校職員は学校のサンボラ担当や総合学習担当者があたる。

顧問は、運営会議で必要に応じて選出し、会長が委嘱する。

6 サンボラ運営会議

- サンボラの運営会議は、原則として隔月第3火曜日に交流館「まほら」で 行う。
- 定例の運営会議には、学習支援の内容及び地域からの要望、サンボラから の学校運営についての改善提案をする。また、サンボラとしての事業計画を 検討する。

7 活動の内容

サンボラの活動内容を学習支援並びに地域住民の要望等をもとにした学校運

営改善等とする。また、地域並びに学校の文化活動向上のための独自の事業を 行う。

(1) 学習支援

学習支援については、教職員の授業要望を受けて、学習活動の目的達成に 応じた支援者を学習支援登録者等の外郭組織から選定し、学校職員に紹介す る。

(2) 学校運営改善

学校運営全般について、サンボラや地域からの要望を検討し、学校教育の 質的向上を図る。

(3) その他

- ① 地域住民の生涯学習支援のため実践場所として学校の諸活動や施設を開放する。
- ② 地域や学校の質的向上のために、文化活動等の事業を実施する。

8 学習支援等の実現の実際

- (1) 教職員は授業構想をもとに、子どもの学習活動の個性化(その子どもの独自性に応じた学習活動を実現させる)を図ったり、学習内容の質を高めたりするために、事前に(原則1カ月前、緊急の場合もあり得る)支援要望(人物、学習内容、人数等)を学校のとりまとめ担当者(事務職員)に提出する。
- (2) 定例サンボラ会議で、学校の授業要望を共有すると共に、学習支援登録者 等から支援者を選定する。支援の確認を取って、学校事務局へ内容を連絡す る。
- (3) 学校事務職員は紹介された支援者と更に連絡を取り、授業者との調整を図る。
- (4) 授業者は必要に応じて支援者と連携し、授業構想等の確認、連絡をする。

9 学習支援の登録

- (1) 組織の目的を達成するために、学習支援の拡大を常に図る。
- (2) 活動を円滑に行うために、学習支援登録を積極的に進め、常に閲覧ができるようにするために登録者名簿を用意する。

10 その他

- (1) この組織はNPO法に基づくNPO(民間非営利組織)としての活動をする。
- (2) 運営費

当面する運営費については、三春小学校PTAの予算に活動費を組み入れて、事務、広報等にあたる。

(3) 任期

コーディネーター等の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- (4) 広報 (パンフ、ホームページなど)
 - 会の活動の充実拡大を図るために、地域住民等に活動内容や支援依頼を パンフレットやホームページ等を通じて定期的に行う。
- (5) その他の必要事項については、細則による。細則は、サンボラの運営委員 会議で協議し、決定する。
- (6) この規約は2003年5月20日より発効する。

【資料 2】

三春町学校運営協議会設置規則

平成17年6月3日教育委員会規則第8号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47 条の5の規定に基づき、保護者及び地域住民が学校運営に参画し、学校との 連携を図るため、三春町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定 した学校(以下「指定学校」という。)に学校運営協議会(以下「協議会」 という。)を置く。

(指定学校の決定)

- 第2条 教育委員会は、地域や学校の実態を踏まえ、保護者や地域住民の意向を十分に考慮し、指定学校を決定する。
 - 2 校長、教職員、地域の団体及びPTA等は、教育委員会に対して、指定学校の要請をすることができる。
 - 3 要請があった場合は、教育委員会はその要請について審議し、その結果を 公表しなければならない。

(指定期間)

第3条 指定学校の指定期間は、教育委員会が指定を取り消すまでとする。

(組織及び委員の任命)

- 第4条 協議会の委員は8名から19名の間とし、次の各号に掲げる者のうちから、 教育委員会が任命する委員をもって組織する。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 当該指定学校の校長
 - (4) 当該指定学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他、教育委員会が適当と認める者
 - 2 校長以外の教職員の委員については校長が、保護者の委員及び地域の委員についてはPTAやその他の地域団体などの長が、それぞれ委員を推薦するものとし、教育委員会はその推薦を尊重して委員を任命するものとする。ただし、これにより当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。
 - 3 欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。
 - 4 指定学校の協議会にそれぞれ会長及び副会長を置く。ただし、会長は当該 指定学校の校長及び教職員以外のものとする。
 - 5 会長及び副会長は委員の中から互選により選出する。
 - 6 会長は会を代表し、会務を総括する。
 - 7 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、職務を 代行する。

(委員及び会長の任期)

- 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任 者の残任期間とする。
 - 2 会長は、1期ごとに交代するものとする。

(委員の解任)

- 第6条 教育委員会は、会長及び委員について、特別な事情があると認めたとき、 又は不適任と判断したときは、会長及び委員を解任することができる。
 - 2 会長は相当の理由がある場合は、協議会の承認を得て、辞任することができる。

(委員の身分及び報酬)

第7条 委員は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第3条第3項第3号に規 定する非常勤の特別職とする。ただし、報酬は原則的に無償とする。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、在任期間及び任期満了後においても、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会 議)

- 第9条 協議会の会議は会長が招集する。
 - 2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。

(議事)

第10条 会議に付すべき議事は、校長又は会長が提出する。

(協議会の権限)

- 第11条 協議会は、毎年度、校長が作成した当該指定学校の教育の基本方針を承認する。
 - 2 協議会は、当該指定学校の学校運営に関する報告を受けた場合は、校長又 は教育委員会に意見を具申することができる。
 - 3 協議会は、当該指定学校の教職員の採用その他の任用に関しては、教育委員会を経由して福島県教育委員会に意見を具申することができる。

(運営に関する評価及び情報提供)

- 第12条 協議会は、学校運営状況について毎年度1回以上評価し、その結果を公表 するものとする。
 - 2 協議会は、保護者や地域住民に対して、学校評価以外のものについても当該指定学校の教育活動に利すると思われる情報を開示するよう努めなければならない。

(指定学校の義務)

第13条 当該指定学校は協議会が審議し、承認した教育の基本方針を尊重して学校 運営を行う。

(会議の公開)

- 第14条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開とする。
 - (1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議すると き。
 - (2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めたとき。

(傍聴人)

第15条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。 2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

- 第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて 指導及び助言を行うことができる。
 - 2 協議会に対する指導及び助言を適切に行うため、教育委員会内に推進委員会を置くことができる。
 - 3 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取り消し)

- 第17条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれ かに該当する場合は、学校の指定を取り消すことができる。
 - (1) 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。
 - (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められるとき。
 - (3) 推進委員会が運営に著しい支障があると判断し、教育委員会に指定取消の勧告があったとき。
 - 2 教育委員会が、指定の取り消しについて当該指定学校の校長及び委員から弁明の機会を求められたときは、これを認めなければならない。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

平成21年度 コミュニティ・スクール推進協議会

【第1分科会(小学校)】 「三春小学校学校運営協議会における 取り組みと成果」

福島県田村郡三春町立三春小学校 平成21年 7月31日(金)

1. 学校の概要









女性として世界初エベレスト 登頂成功 田部井淳子さん



第125回 芥川賞作家 玄侑宗久さん(福聚寺住職)



教育目標

正し《

美しく







学校運営協議会設置までの 経緯、設置後の改善状況

- ◇平成17・18年度→ コミュニティ・スクール推進事業調査研究校(文部科学省)
- ◇平成17年6月→ 「三春町学校運営協議会設置規則」を策定(三春町教委)

三春小学校を『コミュニティ・スクール』として指定

◇平成18年8月→ 三春小学校学校運営協議会委員を任命(三春町教委)

第1回三春小学校学校運営協議会を開催

- 1 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」 指定前の状況
- ◇昭和57年→

個性化教育 『子どもと教師の夢が共に育つ学校づくり』

地域住民参加

教育ボランティア活動

- ◇平成15年→
- 「<u>三</u>春小学校学習支援<u>ボラ</u>ンティア・コーディネーター会 (通称『サンボラ』)

2 学校運営協議会の設置を決めた理由

- ◇地域住民の教育参加
 - ① 地域に内在する教育機能を活用した学校づくり
 - ② 住民参加による教育ボランティア活用
- ◇教育課程編成や実施への関わり
- ◇教育活動全体にわたる児童の学びの質を高める

- 3 設置方針の決定後から設置までの課題と対応状況
- ◇制度趣旨の説明(委員・教職員)
 - 学校運営協議会の設立による充実・発展の可能性
- ◇制度趣旨の説明(保護者・地域住民)
 - 〇 保護者全体会(授業参観)
 - 広報紙『城山COMCOM通信』(学区内配付・回覧)
- ◇ ニーズの把握と協議会へ反映するためのシステムの構築
 - 〇 アンケートの実施と分析



学校運営の改善に向けた提言

4 学校運営協議会が学校や教育委員会に提案してきた意見

【学校運営の基本的な方針】

- 〇 地域人材の積極的活用
- 学びの質が高まる教育活動の実践

【学校運営に関する事項】

- 〇 地域に開かれた学校と教育課程編成・実施の説明
- 各種学校行事の内容・時期の検討
- 家庭の教育力向上を図る保護者への働きかけ

【職員の採用・任用に関する事項】

- バランスのとれた教職員の男女比率
- 〇 音楽活動に秀でた教職員の配置

5 学校や教育委員会の具体的な取り組み

【学校運営に関すること】

○ 体験活動を充実させるための地域人材の積極的活用 (三春小学校学習支援ボランティアコーディネーター会)





三春町観光ボランティアの活用

ボランティア方と一緒に町たんけん

- 各地域ごとに開催される会合への参加
- · 各行政区総会、子ども育成会、PTA各字総会 等

【教育活動に関すること】

- 各種行事について内容・時期の検討
- 運動会
- ・ 学習発表会「はばたけ三春っ子」
- 学校開放日 等
- 〇 体力向上のための取り組み
- ・ 春季・秋季マラソン月間

○ 家庭学習の習慣化を図るための「**家庭学習の手引き」**





児童用(5・6年)

保護者用(5.6年)

【教職員の任用に関すること】

- 〇 男性教員の配置増(平成20年度)
- 〇 音楽に堪能な教員の配置(平成20・21年度)





6 設置後の成果

【学校(教職員)】

- 効果的な人材活用に際してのシステムの構築
- 地域との一体感により、「開かれた学校」運営の意識の高揚

【教育委員会】

- 〇 予算計上等の支援体制の確立
- 〇 教育委員会の学校訪問実施の回数増

【児 童】

- 〇 地域への関心の高まり
- 家庭学習の習慣の定着

【保護者】

- 〇 学校支援の意識の高揚
- 〇 教育活動や諸行事への参加増

【地 域】

- 委員が要望を学校運営協議会へつなぐ役割
- 〇 学校を支える取り組み(防犯見守り隊の結成)

7 設置後の課題と今後の取り組み

◆ 委員の様々な立場での意見や要望を取捨選択、 検討・吟味 ___

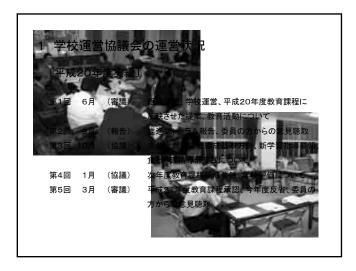


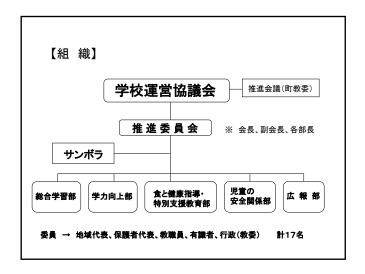
- 〇 学校運営基本方針の明示
- 意見の拡散から集約へ
- ◆ 広報活動の固定化



○ 学校ホームページの充実

II 学校運営協議会の 実際の運営状況



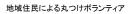




学为向上部

丸つけボランティア・授業研究







校内授業研究会の実施

食と健康指導。特別支援教育部

バイキング給食・栄養教諭による食育指導





一人ひとりの違いを認める特別支援教育



「カレーパーティーをしよう」



スーパーでの買い物体験

見童の安全関係部

交通少年団活動・防犯教室



交通安全運動出発式における 誓いのことば



防犯教室の実施

安全確保のための行政区長・ PTA字委員長合同会議



広報紙『城山COMCOM通信』





- 2 学校運営協議会に関する基本情報等
 - 指定期間(年数)・・・・・期間の定めなし
 - 委員の任期(年数)・・・・・・2 年
 - 〇 委員の改選方法
 - 〇 議事内容の公開状況

- 3 学校の教育活動に協力する仕組みとの連携
 - O PTAとの連携・・・・・保護者代表として役員を任命することで連携
 - サンボラにおいて学習支援者を選定する際に学校運 営協議会委員も仲介、連絡・調整

4 学校運営に対する意見を聞く 他の仕組みとの連携状況

教職員の自己評価



委員が学校関係者評価として評価

次年度教育課程編成時の 基本方針作成の参考

ご静聴ありがとうございました



Thank you for your kind attention!